

令和2年門審第29号

裁 決

漁船A漁船B衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官神崎和徳及び同官田之上輝美出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

受審人 b を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和2年4月17日05時17分半

鹿児島県里港北東方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

漁船B

総 ト ン 数	7.3トン	4.81トン
登 録 長	14.10メートル	9.98メートル
機 関 の 種 類	ディーゼル機関	ディーゼル機関
出 力	478キロワット	
漁船法馬力数		40

### 3 事実の経過

Aは、平成9年3月に進水し、船体中央やや後方に操舵室を設け、同室前部左舷側にレーダー及びGPSプロッターを、同室前部中央に魚群探知機及び舵輪を、同室前部右舷側に魚群探知機及び操縦席をそれぞれ備えた刺し網漁業に従事するFRP製漁船で、a受審人ほか2人が乗り組み、操業の目的で、船首0.6メートル船尾1.4メートルの喫水をもって、令和2年4月17日01時30分里港を発し、同港北東方沖合の漁場に向かった。

a受審人は、01時50分漁場に到着し、魚群探索を行ったものの、魚影を認めなかったことから帰途に就くこととし、05時12分半少し前里港沖防波堤北灯台（以下「里港灯台」という。）から028度（真方位、以下同じ。）1.2海里の地点を発進すると同時に、針路を189度に定め、9.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵により進行した。

a受審人は、航行中の動力船の灯火を表示し、2人の甲板員を操舵室で休息させ、自らは操縦席に腰掛けて操船に当たり、0.75海里レンジとしたレーダーを作動させて里港北東方沖合を続航した。

a受審人は、05時15分半里港灯台から040度1,400メートルの地点に達したとき、右舷船首20度840メートルのところに、Bが表示する白、紅2灯を視認することができ、その後同船が前路を左方に横切り衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、日

出前後の時間帯に里港を出港する船舶を見掛けたことがなかったことから、進行方向に他船はいないものと思い、見張りを十分に行わなかったため、Bの存在及び同接近状況に気付くことなく、速やかに速力を減じるなど、同船の進路を避けることなく進行した。

a 受審人は、同じ針路、速力で続航中、05時17分半僅か前右舷船首至近に迫ったBの紅灯を認め、急いで機関を中立運転とし、右舵一杯をとったものの、及ばず、05時17分半里港灯台から057度970メートルの地点において、Aは、船首が214度を向き、原速力のまま、その左舷船首がBの左舷船尾部に前方から25度の角度で衝突した。

当時、天候は曇りで風力1の南南東風が吹き、視界は良好で、潮候はほぼ高潮時にあたり、日出時刻は05時49分、常用薄明の始まりは05時24分、月出時刻は02時55分、月齢は23.5であった。

また、Bは、昭和54年1月に進水し、船体中央やや後方に操舵室を設け、同室前部左舷側に魚群探知機を、同室前部右舷側に舵輪をそれぞれ備えた刺し網漁業に従事するFRP製漁船で、有効な音響信号を行うことができる手段を講じないまま、b受審人が1人で乗り組み、操業の目的で、船首0.4メートル船尾1.5メートルの喫水をもって、同日05時10分里港を発し、同港北東方沖合の漁場に向かった。

b 受審人は、05時12分少し過ぎ里港灯台から313度40メートルの地点で、針路を船首目標とした鹿児島県野島のほぼ東端に向く059度に定め、6.0ノットの速力で、手動操舵により進行した。

b 受審人は、航行中の動力船の灯火を表示し、舵輪後方に立って操船に当たり、里港北東方沖合を続航し、05時15分半里港灯台から056度600メートルの地点に達したとき、左舷船首30度840メートルのところに、Aが表示する白、緑2灯を視認することができ、

その後同船が前路を右方に横切り衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、船首目標とした野島の島影を見ることに気をとられ、見張りを十分に行わなかったため、Aの存在及び同接近状況に気付くことなく、避航を促す音響信号を行わず、間近に接近しても、機関を後進に掛けるなど、衝突を避けるための協力動作をとることもなく進行した。

b受審人は、同じ針路、速力で続航中、Bは、原針路、原速力のまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、左舷船首部に修理を要しない擦過傷を生じ、Bは、操舵室上部構造物の脱落及び船尾部に大破等を生じて後に廃船処理され、b受審人が左肋骨多発骨折、顔面挫創及び両上肢挫創等を負った。

#### (航法の適用)

本件は、夜間、里港北東方沖合で両船が衝突したものであり、衝突地点付近は海上交通安全法及び港則法の適用海域でないことから、一般法である海上衝突予防法を適用することとなる。

本件時、両船は、ともに航行中の動力船で、互いに視野の内にあり、互いに進路を横切り衝突のおそれがある態勢で接近したもので、付近には航行の支障となる障害物や他船が存在せず、それぞれ衝突を回避するために必要な時間的、距離的余裕があったものと認められるので、本件は、海上衝突予防法第15条の横切り船の航法によって律するのが相当である。

#### (原因及び受審人の行為)

本件衝突は、夜間、里港北東方沖合において、両船が互いに進路を横

切り衝突のおそれがある態勢で接近した際、南下するAが、見張り不十分で、前路を左方に横切るBの進路を避けなかったことによって発生したが、東行するBが、見張り不十分で、避航を促す音響信号を行わず、衝突を避けるための協力動作をとらなかったことも一因をなすものである。

a 受審人は、夜間、里港北東方沖合において、同港に向けて南下する場合、接近する他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、日出前後の時間帯に里港を出港する船舶を見掛けたことがなかったことから、進行方向に他船はいないものと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、前路を左方に横切り衝突のおそれがある態勢で接近するBに気付かず、同船の進路を避けることなく進行して衝突を招き、A及びB両船それぞれに損傷を生じさせ、b 受審人を負傷させるに至った。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

b 受審人は、夜間、里港北東方沖合において、同沖合の漁場に向けて東行する場合、接近する他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、船首目標とした野島の島影を見ることに気をとられ、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、前路を右方に横切り衝突のおそれがある態勢で接近するAに気付かず、衝突を避けるための協力動作をとることもなく進行して衝突を招き、A及びB両船それぞれに損傷を生じさせ、自身が負傷するに至った。

以上のb 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和4年3月3日

門司地方海難審判所

審判長 審判官 前 田 昭 広

審判官 栞 原 和 栄

審判官 山 本 哲 也